

第 1 回役員班長会議

25/05/24

令和 7 年度町内会活動について

< 4 月 >

- ・ 4 月 20 日 町内会総会
- ・ 4 月 24 日 有志ラジオ体操（ふたば公園）開始

< 5 月 >

- ・ 5 月 11 日 町内会公園清掃開始
- ・ 5 月 23 日 町内会公園草刈り開始
- ・ 5 月 24 日 （第 1 回役員班長会議－令和 7 年度町内会活動について）

< 7 月 >

- ・ 7 月 7 日 町内会ラジオ体操～7 月 31 日（すずらん、ふたば公園）
- ・ 7 月 19 日 （第 2 回役員班長会議－懇親会、盆踊り関係について）
- ・ 7 月 27 日 町内会懇親会（焼肉）

< 8 月 >

- ・ 8 月 福井町内会連合会盆踊り対応（8 月中旬）

< 9 月 >

- ・ 9 月 15 日 敬老の日お祝い品 → 75 歳になられた方に配布

< 10 月 >

- ・ 10 月 18 日 （第 3 回役員班長会議－上半期予算執行状況について）

< 12 月 >

- ・ 12 月 20 日 （第 4 回役員班長会議－除排雪事業について）
→ 除排雪費徴収（各班長）

< 2 月 >

- ・ 2 月 除排雪事業実施（2 月上旬）

< 3 月 >

- ・ 3 月 1 日 （第 5 回役員班長会議－8 年度総会について）
→ 総会委任状収集（各班長）

町内会活動方針の確認

○緊急事態準備金

町内会費の 1/4

‘25/3 末 1,643,073 円

一般会計に計上予想していない臨時、高額支出

例：大型器材、ベスト・コート類、草刈機、掃除用具、ゴミ S * 12 個所

ゴミステーション新規購入の場合は、70,000 円 * 15~20 セット

→ 継続して、積み立てを行う

○除排雪事業

会員各世帯からの除排雪費徴収 (1,000 円/世帯)

非会員への郵送による通知を行う (2,500 円/世帯) 予想

→ 町内会費から全額支出する場合は、100,000 円ほどの単年度赤字になる

○町内会懇親会

7 月 27 日 (日) 昨年度、大人 49+子供 18 名の参加

・公園利用許可取得、生ビールサーバー予約済

→ 昨年度、町内会負担 52,461 円、今年度予算 70,000~80,000 円

○会費、除雪費徴収

昨年度、銀行振込についても議論したが、今年度も継続して、

班長さんが徴収する

→ 町内会費については、一年分一括支払い、徴収時期についての文書を作成した方がよいかどうか (班長用一別紙例文を添付します)

○総会委任状

昨年度、回覧板記入方式についても議論したが、来年度も委任状記入提出にて行う。

総会資料 (回覧板方式の場合の時間) 2 週間以上前に作成する必要がある、収支関係が間に合わない。

○町内会表札 (ネームプレート)

1 枚 2,800~3,000 円 → 20 枚 * 3,000 円 → 必要ない?

その他の確認

○福井町内会連合会対応

- ・ 福井 2 丁目町内会が、福井町内会連合会に継続して参加するかどうかは、主に、連合会への上納金の金額を前提に、町内会総会にて、年度ごとに判断する。
 - 現在のところ、上納金として約 100,000 円/年度の支出
- ・ 今年度、福井町内会連合会として、西野地区連合町内会連絡協議会への参加を検討するとのこと。
 - 福井町内会連合会の会員全員総会にて参加を判断することになると考えられる。なお、地縁団体化の協議（全員総会）については不明です。
 - 福井 2 丁目町内会としての参加判断は、福井 2 丁目町内会総会にて決議するということで考える。（新たな支出、活動内容など）

○福井 2 丁目町内会の現状

- ・ 広報さっぽろの配布、公園清掃草刈については、昨年度と同様に実施する。
 - 公園清掃草刈については、実施していない町内会もある。
会員数が 200 世帯であれば、実施しなくても町内会維持は可能。
福井 2 丁目町内会の場合、これを実施しないと、概ね 100,000 円ほどの赤字になる。
 - 現状の会員は約 170 世帯であるが、これが、150 世帯になると、町内会維持は困難になる。

○参考

- ・ 単年度収支 +100,000 円（現在の非会員 30 世帯）
 - 町内会会員 170 世帯→200 世帯の場合、+144,000 円
 - 町内会会員 170 世帯→150 世帯の場合、-100,000 円
 - 200 世帯以上の場合、除雪費相当 1,000 円の徴収は 0 でも可能
 - 150 世帯以下になると、収支は± 0 になる
- ・ 公園清掃、草刈り 200,000 円収入
 - 実施しない場合は、収支-100,000 円
 - 連合会関係支出（上納金）は、100,000 円以上になると、将来的に 2 丁目町内会維持が厳しい状況になる